

令和6年度 放置自転車追放ポスターコンクール募集要領

1 目 的

啓発ポスターの作成を通じ、児童の放置自転車に対する関心を高めるとともに、各家庭から放置自転車追放の意識の高揚を図ることを目的とする。

2 応募規定

- (1) 応募資格 市内小学校に通う児童（1年生から6年生）
- (2) ポスターの内容
ア 「放置自転車」に関する未発表の作品。
イ 内容に適した標語を入れること。
- (3) 作品の規格 八つ切り画用紙にタテ描き（参考：271mm×392mm、271mm×382mm）、用具・用材は自由。
- (4) 記載事項
ア 作品の裏面に「様式1」を使用し、学校名、学年、組、氏名（ふりがな）を記入すること。
イ 「様式2」の応募者名簿に必要事項を記入(学年順)し提出すること。

3 締 切

令和6年9月6日（金）必着

4 作品提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
都市局 都市計画部 自転車まちづくり推進課（本庁9階）
（学校ごとに取りまとめのうえ提出してください。「郵送可」）

5 賞

最優秀賞(1点)、優秀賞(2点)、佳作(2点)、努力賞(2点)、参加賞
*優秀賞・佳作・努力賞は低学年(1~3年生)、高学年(4~6年生)から各1点とする。

6 審査結果

学校長宛に通知します。(令和6年11月予定)

7 作品の活用

(1) 全応募作品

- ・応募作品は市内の公共用スペースに展示します。展示の際、入賞作品については学校名・学年・児童氏名を、その他の作品については、学校名・学年を掲示します。
(場所・期間は別途お知らせします)

(2) 入賞作品

- ・入賞作品は作品を印刷した啓発用ポケットティッシュ作成等に活用します。その際、学校名・学年・児童氏名を表記します。

8 注意事項

- (1) 作品の著作権は主催者に帰属します。
- (2) 入賞作品については、各種放置自転車対策事業等に使用します。その際、学校名・学年・児童氏名等を表記しますので、ご了承ください。
- (3) 規定以外の作品は失格とします。用紙の大きさや向き及び描き方については特に注意してください。
- (4) 期限厳守としますので、締切日には充分ご注意ください。

9 主 催

さいたま市

10 後 援

さいたま市教育委員会

問い合わせ

〒331-0802 さいたま市北区本郷町1872
さいたま市 都市局 都市計画部
自転車まちづくり推進課 車両対策事務所
TEL : 048-652-8812 FAX : 048-653-4378